

## 第四十四号

## 介護保険法施行条例の一部改正について

介護保険法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事                      飯                      泉                      嘉                      門

## 介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年徳島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「第四十五条において準用する省令第三十七条第二項、省令」及び「、省令第百十五条において準用する省令第百六条第二項」を削る。

第十条ただし書中「第三十七条第二項、」及び「、第百六条第二項」を削る。

第十一条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第八号から第十二号まで」を「第七号から第十一号まで」に改める。

第十二条中「第八号、第十号及び第十一号」を「第七号、第九号及び第十号」に改める。

第十三条中「第八号から第十二号まで」を「第七号から第十一号まで」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくは同条第七項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくは同条第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれらに相当するサービスについては、改正前の介護保険法施行条例（以下「旧条例」という。）第三条ただし書、第十条ただし書及び第十一条の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、旧条例第三条ただし書及び第十条ただし書中「される」とあるのは、「される介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）第五条の規定による改正前の」とする。

#### 提案理由

介護保険法の一部が改正され、介護予防サービスのうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行することに伴い、指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。